官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三三）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働三二六）　二
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同三二七）
○令和八管理年度における特定水産資源（みんくくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産一二四七）
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一二、三一三）　三
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境二）
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二六八、二六九）
○農薬を登録した件（農林水産一二四八）
○農薬の登録が失効した件（同一二四九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇八一～一〇八四）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一〇八五）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇八六）　七
〔人事異動〕
内閣法制局　七
〔皇室事項〕
諸事項　七
〔公　告〕
官庁
財団、潮来市土地改良区の定款変更の認可関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
企業年金基金設立関係　七
会社その他　二四

省　令

○厚生労働省令第百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十四日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の七十六　（略）	一～五の七十六　（略）
（削る）	五の七十七　一―［三―（アミノメチル）フエニル］―Ｎ―（五―｛（一Ｒ）―（三―シアノフエニル）［（シクロプロピルメチル）アミノ］メチル｝―二―フルオロフエニル）―三―（トリフルオロメチル）―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキシアミド（別名ベロトラルスタット）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中一―［三―（アミノメチル）フエニル］―Ｎ―（五―｛（一Ｒ）―（三―シアノフエニル）［（シクロプロピルメチル）アミノ］メチル｝―二―フルオロフエニル）―三―（トリフルオロメチル）―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキシアミドとして一五〇㎎以下を含有するものを除く。
五の七十七～五の八十　（略）	五の七十八～五の八十一　（略）
六～五十一の十　（略）	六～五十一の十　（略）
五十一の十一　（略）	五十一の十一　（略）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　一噴霧中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして一八・〇㎎以下を含有する吸入剤	(4)　一噴霧中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして九㎎以下を含有する吸入剤

五十一の十二～五十九の七　（略）	五十一の十二～五十九の七　（略）
五十九の八　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
五十九の九～五十九の三十四　（略）	五十九の八～五十九の三十三　（略）
六十～百十の十　（略）	六十～百十の十　（略）
百十の十一　ベピロビルセン、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十の十二～百十の十九　（略）	百十の十一～百十の十八　（略）
百十の二十　ベロトラルスタット、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ベロトラルスタットとして一五〇mg以下を含有するものを除く。	（新設）
百十の二十一～百十の三十　（略）	百十の十九～百十の二十八　（略）
百十一～百四十六　（略）	百十一～百四十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～百三十四　（略）	一～百三十四　（略）
百三十五　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十六～二百五十九　（略）	百三十五～二百五十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
(11)　アザシチジン	(11)～(268)　（略）
(12)～(269)　（略）	（新設）
(270)　オベポレクストン	(269)～(388)　（略）
(271)～(390)　（略）	（新設）
(391)　ゲムシタビン	(389)～(529)　（略）
(392)～(532)　（略）	（新設）
(533)　セバベルチニブ	(530)～(978)　（略）
(534)～(982)　（略）	（新設）
(983)　ブレンソカチブ	(979)～(1280)　（略）
(984)～(1285)　（略）	
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第三百二十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百三十三　（略）	一～百三十三　（略）
百三十四　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十五～二百九十　（略）	百三十四～二百八十九　（略）

○農林水産省告示第千二百四十七号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙２－37に規定するみんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）におけるみんくくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○総務省告示第三百十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　米国主催の指揮通信システムに関する多国間訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年九月十三日まで
三　派遣人数（概数）　十九人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ミシガン州

○総務省告示第三百十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　令和八年度米尼軍等との実動訓練（スーパー・ガルーダ・シールド26）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年九月二十日まで
三　派遣人数（概数）　二百人程度
四　派　遣　地　域　インドネシア共和国

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第二号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和八年八月二十四日

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域			
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
福島県	耶麻郡	北塩原村	大塩村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第二百六十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年八月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月二十四日

記

失効年月日　令和八年八月十二日
発行年月日　令和六年八月二十九日
旅券番号　ＴＺ二二六六一五八

○外務省告示第二百六十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年八月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月二十四日

記

失効年月日　令和八年八月十二日
発行年月日　令和六年八月二十九日
旅券番号　ＭＪ四〇七〇八三九

○農林水産省告示第二百四十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年七月二十二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年八月二十四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25057	ジメタメトリン・ペントキサゾン・メタゾスルフロン粒剤	イネプレイブ１キロ粒剤	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　堀内裕之
25058	フェンパレレート・マラソン水和剤	ハクサップ水和剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
25059	フェンパレレート・マラソン水和剤	協友ハクサップ水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

○農林水産省告示第千二百四十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年八月二十四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号　農薬の種類　農薬の名称　製造者又は輸入者の氏名及び住所

19435　ペルメトリン・ＴＰＮ　カダンＶＩＩエアゾル　東京都千代田区神田美倉町11番地　アース製薬株式会社　代表取締役社長　大下一明

令和８年６月３日付けをもって登録失効したもの

登録番号　農薬の種類　農薬の名称　製造者又は輸入者の氏名及び住所

20533　カズサホスマイクロカプセル剤　ラグビーＭＣ粒剤　東京都千代田区大手町一丁目１番１号　エフエムシー・ケミカルズ株式会社　代表取締役　平井康弘

21095　カズサホスマイクロカプセル剤　石原ラグビーＭＣ粒剤　東京都千代田区富士見二丁目10番２号　石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　世古大

23450　カズサホスマイクロカプセル剤　ＩＳＫラグビーＭＣ粒剤　大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩

令和８年６月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号　農薬の種類　農薬の名称　製造者又は輸入者の氏名及び住所

23659　チアメトキサム・テフルトリン粒剤　アクタラフォース粒剤　東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタジャパン株式会社　代表取締役社長　小林友哉

令和８年６月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23708	クロラントラニリプロール・ジノテフラン・トルプロカルブ粒剤	サントリプル箱粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
24161	クロラントラニリプロール・ピメトロジン粒剤	明治フェルテラチェス箱粒剤	〃
18862	トリフルラリン・ペンディメタリン粉粒剤	コンボラル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
19880	ジフルフェニカン・トリフルラリン粉粒剤	ガレースＧ	〃

令和８年６月15日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20198	トリフルラリン・ペンディメタリン粉粒剤	ＤＡＳコンボラル	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
20204	ジフルフェニカン・トリフルラリン粉粒剤	ＤＡＳガレースＧ	〃
22968	トリフルラリン・ＩＰＣ乳剤	シナジオ乳剤	〃

令和８年６月22日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17822	ウニコナゾールＰ複合肥料	コープショートＡ２８	大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号　住化アグリテック株式会社　代表取締役長田伸一郎
18203	ウニコナゾールＰ複合肥料	コープショートＡ１４	〃
18206	ウニコナゾールＰ複合肥料	コープショートＡ２１	〃
22880	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２５	〃
22881	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２０Ｓ	〃
22882	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２０Ｗ	〃
22883	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番１８	〃
22884	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２１	〃
22885	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２７	〃
23067	ウニコナゾールＰ複合肥料	スマッシュＡ１４	〃
23068	ウニコナゾールＰ複合肥料	スマッシュＡ２１	〃
23763	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２８Ｎ	〃
24051	ウニコナゾールＰ複合肥料	登熟一番２８Ｗ	〃

令和８年６月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23592	フルチアニル・ＴＰＮ水和剤	フレンダーフロアブル	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
20026	メトミノストロビン粒剤	オリブライト１キロ粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
21133	メトリブジン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ラーチＨ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
21136	メトリブジン・ＤＢＮ粒剤	ラーチ粒剤	〃
23593	フルチアニル・ＴＰＮ水和剤	ＳＤＳフレンダーフロアブル	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　竹田正俊

令和８年６月29日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21135	メトリブジン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	クサノンＤＸ粒剤	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之
21137	メトリブジン・ＤＢＮ粒剤	ＧＦ草退治Ｖ粒剤	〃

令和８年６月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23135	チオジカルブ水和剤	リラークＤＦ	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
19249	カーバム剤	ヤシマＮＣＳ	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23740	カルブチレート・ピラフルフェンエチル水和剤	ネコソギメガロングＦＬ	〃
23899	グリホサートイソプロピルアミン塩・ヘキサジノン液剤	ネコソギロング液剤	〃
19666	ペルメトリン・イミベンコナゾール乳剤	ムシキントール	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之
6272	カーバム剤	ＮＣＳ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社　代表取締役社長　野村真一郎
19233	カーバム剤	三洋ＮＣＳ	〃
20970	フルスルファミド・フルトラニル粉剤	ネビモン粉剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
24190	フルスルファミド粉剤	ネビライト粉剤	〃

○国土交通省告示第千八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝脇川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県山県郡北広島町阿坂の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°37′46.9210″	132°27′04.3885″
2	34°37′47.0612″	132°27′04.3783″
3	34°37′47.3001″	132°27′04.2868″
4	34°37′47.2826″	132°27′04.0935″
5	34°37′47.6430″	132°27′04.1474″
6	34°37′48.9312″	132°27′06.8578″
7	34°37′48.8005″	132°27′07.2668″
8	34°37′47.9093″	132°27′07.2215″
9	34°37′47.5627″	132°27′06.6307″
10	34°37′46.5660″	132°27′07.1533″
11	34°37′46.3447″	132°27′05.6521″
12	34°37′46.4015″	132°27′05.0288″
13	34°37′46.7755″	132°27′04.6073″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ドンドン川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県廿日市市宮島町の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°17′58.8840″	132°19′33.0682″
2	34°17′59.0305″	132°19′33.6783″
3	34°17′59.3835″	132°19′35.6357″
4	34°17′59.2960″	132°19′37.8025″
5	34°17′59.1069″	132°19′37.8133″
6	34°17′57.7705″	132°19′33.9558″
7	34°17′57.8900″	132°19′33.0327″
8	34°17′58.1087″	132°19′33.0073″
9	34°17′58.2316″	132°19′32.9571″
10	34°17′58.2192″	132°19′32.9128″
11	34°17′58.3231″	132°19′32.8482″

○国土交通省告示第千八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉掛沢

二　砂防法第二条の土地の表示

埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°58′41.6523″	139°08′17.8640″
2	35°58′42.2955″	139°08′17.5100″
3	35°58′42.5972″	139°08′17.0821″
4	35°58′42.7027″	139°08′17.0443″
5	35°58′42.3497″	139°08′16.8336″
6	35°58′42.2273″	139°08′16.1309″
7	35°58′42.4374″	139°08′15.8255″
8	35°58′42.9025″	139°08′14.3498″
9	35°58′42.9378″	139°08′13.9020″
10	35°58′43.0950″	139°08′12.4758″
11	35°58′43.1799″	139°08′12.2577″
12	35°58′43.3852″	139°08′10.8204″
13	35°58′43.8614″	139°08′11.3477″
14	35°58′43.7745″	139°08′12.4975″
15	35°58′43.8746″	139°08′12.5296″
16	35°58′43.7585″	139°08′13.8140″
17	35°58′43.2165″	139°08′15.7863″
18	35°58′43.8459″	139°08′15.8388″
19	35°58′44.0680″	139°08′16.8527″
20	35°58′44.2382″	139°08′16.9101″
21	35°58′45.0093″	139°08′15.9523″
22	35°58′46.6524″	139°08′15.4170″
23	35°58′47.8451″	139°08′15.7367″
24	35°58′48.5169″	139°08′16.3616″
25	35°58′49.2721″	139°08′16.3084″
26	35°58′49.5372″	139°08′16.5386″
27	35°58′49.5259″	139°08′17.0632″
28	35°58′48.8614″	139°08′17.2363″
29	35°58′48.2042″	139°08′17.1023″
30	35°58′47.6031″	139°08′16.7825″
31	35°58′46.4083″	139°08′16.8505″
32	35°58′45.5271″	139°08′17.2345″
33	35°58′44.5534″	139°08′18.5339″
34	35°58′44.7792″	139°08′19.3425″
35	35°58′44.5234″	139°08′19.5881″
36	35°58′43.2239″	139°08′19.0731″
37	35°58′43.0130″	139°08′18.5484″
38	35°58′41.9231″	139°08′18.6768″
39	35°58′41.8255″	139°08′18.0896″
40	35°58′41.6176″	139°08′18.0376″

○国土交通省告示第千八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下日野沢（日野一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°04′53.9957″	139°04′19.3118″
2	36°04′53.3985″	139°04′19.4716″
3	36°04′52.9295″	139°04′19.5917″
4	36°04′52.5082″	139°04′19.5272″
5	36°04′52.0948″	139°04′19.8113″
6	36°04′52.0081″	139°04′20.1610″
7	36°04′51.6694″	139°04′20.2503″
8	36°04′51.4397″	139°04′19.9279″
9	36°04′51.1777″	139°04′20.0365″
10	36°04′50.8140″	139°04′19.9617″
11	36°04′50.5036″	139°04′19.9696″
12	36°04′49.8139″	139°04′20.1140″
13	36°04′49.7395″	139°04′19.8046″
14	36°04′50.1605″	139°04′19.2102″
15	36°04′50.3755″	139°04′19.1460″
16	36°04′50.7075″	139°04′19.0493″

17	36°04′51.0711″	139°04′18.9274″
18	36°04′51.1359″	139°04′18.5923″
19	36°04′51.3012″	139°04′18.3353″
20	36°04′51.5504″	139°04′18.2830″
21	36°04′51.8088″	139°04′18.3720″
22	36°04′52.3095″	139°04′18.5531″
23	36°04′52.3450″	139°04′18.7424″
24	36°04′53.1537″	139°04′18.8003″
25	36°04′53.9656″	139°04′18.7427″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下日野沢（日野二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°04′53.0227″	139°04′18.0798″
2	36°04′52.8054″	139°04′18.1438″
3	36°04′52.4843″	139°04′17.9053″
4	36°04′52.4414″	139°04′17.6089″
5	36°04′51.5055″	139°04′17.4777″
6	36°04′51.2313″	139°04′17.4632″
7	36°04′50.6536″	139°04′17.2382″
8	36°04′49.9575″	139°04′16.8922″
9	36°04′48.6238″	139°04′16.8599″
10	36°04′48.3651″	139°04′16.7273″
11	36°04′48.0162″	139°04′15.6887″
12	36°04′47.6997″	139°04′15.6553″
13	36°04′46.9641″	139°04′15.5689″
14	36°04′45.5874″	139°04′15.3681″
15	36°04′45.5544″	139°04′14.9105″
16	36°04′46.4008″	139°04′14.7561″
17	36°04′47.1112″	139°04′14.6470″
18	36°04′48.3421″	139°04′14.8442″
19	36°04′49.0339″	139°04′14.9862″
20	36°04′51.0795″	139°04′15.9698″
21	36°04′51.2884″	139°04′16.1589″
22	36°04′51.6633″	139°04′16.3478″
23	36°04′52.0070″	139°04′16.4330″
24	36°04′52.6888″	139°04′16.9799″
25	36°04′52.9021″	139°04′17.2551″
26	36°04′53.2503″	139°04′17.6989″

○国土交通省告示第千八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下赤工川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

埼玉県飯能市大字下赤工の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°52′03.1999″	139°14′45.0012″
2	35°52′02.8535″	139°14′44.0165″
3	35°52′01.9744″	139°14′42.9825″
4	35°52′01.6457″	139°14′43.2667″
5	35°52′01.3560″	139°14′43.3460″
6	35°52′01.2277″	139°14′43.1856″
7	35°52′01.4329″	139°14′42.7059″
8	35°52′00.7491″	139°14′42.1822″
9	35°52′00.1133″	139°14′42.0126″
10	35°51′59.5216″	139°14′41.6480″
11	35°51′59.5362″	139°14′41.5863″
12	35°52′00.8551″	139°14′41.7341″
13	35°52′01.8253″	139°14′42.1282″
14	35°52′02.1004″	139°14′41.9268″
15	35°52′02.3920″	139°14′41.9172″
16	35°52′02.4946″	139°14′42.0516″
17	35°52′02.3029″	139°14′42.7554″
18	35°52′03.0833″	139°14′43.8313″
19	35°52′03.2158″	139°14′44.4249″
20	35°52′03.3467″	139°14′44.8368″
21	35°52′03.3480″	139°14′44.9479″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下赤工西沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

埼玉県飯能市大字下赤工の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°52′08.8765″	139°14′43.1555″
2	35°52′07.1012″	139°14′42.3384″
3	35°52′06.4687″	139°14′42.3687″
4	35°52′05.2437″	139°14′42.8948″
5	35°52′05.1317″	139°14′43.1110″
6	35°52′05.0764″	139°14′43.0944″
7	35°52′05.0138″	139°14′42.9935″
8	35°52′04.2646″	139°14′42.2629″
9	35°52′03.8298″	139°14′41.5832″
10	35°52′03.3506″	139°14′41.6369″
11	35°52′03.2479″	139°14′41.4052″
12	35°52′03.5073″	139°14′40.9873″
13	35°52′03.4143″	139°14′40.6269″
14	35°52′03.1629″	139°14′40.2274″
15	35°52′03.0070″	139°14′39.9361″
16	35°52′02.9071″	139°14′39.6700″
17	35°52′02.7884″	139°14′39.2108″
18	35°52′02.7490″	139°14′38.7883″
19	35°52′02.1938″	139°14′37.8949″
20	35°52′02.0026″	139°14′37.7116″
21	35°52′02.0431″	139°14′37.6500″
22	35°52′02.4311″	139°14′37.9543″
23	35°52′03.5371″	139°14′39.2440″
24	35°52′03.9675″	139°14′40.2695″
25	35°52′04.1255″	139°14′40.5445″
26	35°52′04.3040″	139°14′40.5191″
27	35°52′04.5642″	139°14′40.6086″
28	35°52′04.7358″	139°14′40.8383″
29	35°52′04.3723″	139°14′41.2961″
30	35°52′04.6589″	139°14′42.1020″
31	35°52′05.0442″	139°14′42.3642″
32	35°52′05.0928″	139°14′42.3707″
33	35°52′05.1179″	139°14′42.3015″
34	35°52′05.2085″	139°14′42.3861″
35	35°52′05.5879″	139°14′42.4366″
36	35°52′05.9983″	139°14′42.1057″
37	35°52′06.2804″	139°14′41.9859″
38	35°52′07.2177″	139°14′42.0570″
39	35°52′08.9580″	139°14′42.8932″

○国土交通省告示第千八十五号

東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可に係る審査請求事案（事案番号令八第三〇〇一号）については、令和八年八月五日付け国運審第八号により、運輸審議会から、棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第千八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年八月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真弓川二及び同右支川

二　砂防法第二条の土地の表示

平成十二年建設省告示第二千二十六号で指定した同号二に掲げる土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°05′21.8271″	130°33′10.7386″
2	33°05′22.4790″	130°33′10.5447″
3	33°05′23.3306″	130°33′10.0961″
4	33°05′24.3630″	130°33′09.2485″
5	33°05′24.4839″	130°33′08.9498″
6	33°05′24.5173″	130°33′08.9589″
7	33°05′24.5096″	130°33′09.1741″
8	33°05′24.4899″	130°33′09.3237″
9	33°05′24.4361″	130°33′09.5788″
10	33°05′24.1172″	130°33′09.8288″
11	33°05′23.7432″	130°33′10.1216″
12	33°05′23.5843″	130°33′10.2727″
13	33°05′23.4015″	130°33′10.3877″
14	33°05′23.0203″	130°33′10.6244″
15	33°05′22.6404″	130°33′10.7664″
16	33°05′22.4742″	130°33′10.8600″
17	33°05′22.3915″	130°33′10.7962″
18	33°05′22.3149″	130°33′10.7911″
19	33°05′22.2834″	130°33′10.7386″
20	33°05′22.1398″	130°33′10.7894″
21	33°05′22.1012″	130°33′10.7898″
22	33°05′22.0275″	130°33′10.8013″

人事異動

内閣法制局

内閣法制局参事官（第二部）　大野　敬

警察庁に出向させる

（警察庁長官官房付）警視正　小林　邦和

内閣法制局参事官（第二部）に昇任させる（以上八月二十四日）

皇室事項

信任状捧呈式

八月十九日午前十時三十分、宮中において、新任ガボン駐在フランジー特命全権大使ケムエリ・ナイマの信任状捧呈式を行われた。

八月十九日午前十一時、宮中において、新任ボツワナ駐在ポガ・トゥラ・マナツァの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時二十七分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時四十三分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、八月十八日午後五時四十九分御出門、弘法大師生誕一二五〇年記念特別展「空海と真言の名宝」を御観覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、午後八時五十三分還幸啓になった。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区日本橋大伝馬町14番17号**ナス物産株式会社**の工場財団に堺市八下町弐丁36番地ナス物産株式会社堺工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年８月24日　　大阪法務局堺支局

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二ノ枡473番２山口合同ガス株式会社防府工場、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番４、同所字久米ヶ岡10425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大内千坊四丁目1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年８月24日

山口地方法務局下関支局

潮来市土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、茨城県及び千葉県の区域の一部を地区とし、茨城県潮来市に事務所を有する潮来市土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年７月29日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年８月24日

関東農政局長　菅家　秀人

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４１９号

岐阜県羽島郡笠松町司町１番地

申立人　笠松町

本籍岐阜県羽島郡笠松町司町５９番地

最後の住所岐阜県羽島郡笠松町北及１６４３番地の４

死亡の場所岐阜県羽島郡笠松町

死亡年月日令和３年４月７日

出生の場所神奈川県横浜市磯子区

出生年月日昭和１７年９月３日

職業　無職　　被相続人　亡　今津　光代

事務所　岐阜県岐阜市京町１－９－１山崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山崎　則和

催告期間満了日　令和９年３月１日

岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第９０５７３号

埼玉県川口市安行吉蔵８－２

申立人　片岡　真由美

本籍東京都小金井市梶野町３丁目１６番

最後の住所東京都小金井市梶野町３丁目１６番１５号

死亡の場所埼玉県川口市

死亡年月日令和７年６月２５日

出生の場所東京都新宿区

出生年月日昭和４１年９月３０日

職業　会社役員　被相続人　亡　片岡　伸介

事務所　東京都立川市曙町１丁目３０番２１号立川井上ビルＢ１－１　弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ

相続財産清算人　弁護士　中島　正俊

催告期間満了日　令和９年３月１日

東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第９１０５号
静岡県沼津市馬込16４番地の１
申立人　釣月寺
本籍静岡県沼津市馬込11４番地
最後の住所静岡県沼津市足高49４番地　アクアホーム沼津足高
死亡の場所静岡県沼津市
死亡年月日令和６年４月30日
出生の場所静岡県静岡市
出生年月日昭和12年１月22日
職業無職　　被相続人　亡　杉山　益世
静岡県沼津市御幸町25番33号　Ｍビル１階　はまゆう法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小宮山　克己
催告期間満了日　令和９年３月25日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和８年（家）第３００４１号
神戸市西区玉津町田中61７番地
申立人　忠井　一博
本籍兵庫県明石市大明石町二丁目２番地２
最後の住所兵庫県明石市大久保町大窪30１－１特別養護老人ホーム「恵泉」
死亡の場所兵庫県明石市
死亡年月日令和８年１月27日
出生の場所兵庫県西宮市
出生年月日昭和８年８月18日
職業　無職　被相続人　亡　辻川　信子
神戸市西区玉津町田中61７番地　司法書士忠井事務所
相続財産清算人　司法書士　忠井　一博
催告期間満了日　令和９年３月８日
神戸家庭裁判所明石支部

令和８年（家）第９０３５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地１
申立人　西彼杵郡長与町
本籍長崎県西彼杵郡長与町高田郷154番地21
最後の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷154番地21
死亡の場所長崎県長崎市
死亡年月日令和５年５月12日
出生の場所長崎県北高来郡小江村
出生年月日昭和23年８月31日
職業不明　被相続人　亡　宮﨑　博幸
長崎市金屋町９番32号ＫＹ中尾ビル203号
相続財産清算人　司法書士　江崎　　聡
催告期間満了日　令和９年３月１日
長崎家庭裁判所

令和８年（家）第２００６６号
神奈川県横浜市緑区長津田五丁目４番30号
申立人　宗教法人隨流院
本籍東京都杉並区浜田山四丁目５番
最後の住所群馬県高崎市吉井町池20２番地　あいりす吉井
死亡の場所群馬県富岡市
死亡年月日令和７年12月16日
出生の場所東京都中野区
出生年月日昭和21年５月６日
職業会社経営者
被相続人　亡　佐々　宏樹
群馬県前橋市大手町３－17－20丸山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　丸山　彬
催告期間満了日　令和９年３月３日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和８年（家）第２９０号
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍茨城県日立市久慈町３丁目１３２１番地
最後の住所茨城県日立市久慈町５丁目４２番１０号
死亡の場所茨城県日立市
死亡年月日令和７年１月３日
出生の場所茨城県久慈郡久慈町
出生年月日昭和２４年６月２０日
職業会社役員　　被相続人亡　大川昇治
茨城県日立市幸町１丁目１１番４号ソニアビル３階　さわやか日立法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白土大作
催告期間満了日　令和９年３月２３日
水戸家庭裁判所日立支部

令和８年（家）第４０４５７号
神奈川県横浜市南区六ツ川２－１２９－１２
申立人　千歳　博紀
本籍　神奈川県横浜市磯子区上町１０３番地
最後の住所　神奈川県横浜市南区井土ケ谷下町３番地の２
死亡の場所　神奈川県横浜市南区
死亡年月日　推定令和７年４月２０日
出生の場所　神奈川県横浜市南区
出生年月日　昭和２６年１１月１２日
職業　不明　被相続人　亡　大場　章雄
事務所　神奈川県横浜市中区本町２－２２京阪横浜ビル１０階
相続財産清算人　弁護士　早川　和孝
催告期間満了日　令和９年３月１５日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第８０６６１号
福井県福井市グリーンハイツ２－１１４
申立人　山本　悦代
本籍福井県越前市若松町１番
最後の住所大阪府大阪市西淀川区御幣島２丁目９番１４－８０５号
死亡の場所大阪府大阪市西淀川区
死亡年月日推定令和８年２月１８日
出生の場所福井県武生市
出生年月日昭和３１年１０月１９日
職業　無職　　被相続人　亡　稲澤　和博
住所　大阪市北区東天満１丁目１１番１５号若杉グランドビル別館８０３
相続財産清算人　弁護士　福田　あやこ
催告期間満了日　令和９年３月３０日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０８４０号
大阪府八尾市福万寺町１丁目４８番地
申立人　橋本　陽子
大阪府東大阪市東豊浦町５番９号
申立人　樋口　雅洋
本籍大阪府東大阪市東豊浦町１０７６番地
最後の住所大阪府大阪市西成区旭二丁目４番９－７０３号
死亡の場所大阪府大阪市西成区
死亡年月日推定令和７年７月１日から１０日までの間
出生の場所大阪府大阪市天王寺区
出生年月日昭和３９年２月１９日
職業　派遣社員　　被相続人　亡　樋口　和生
住所　大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル３階
相続財産清算人　弁護士　安尾　明裕
催告期間満了日　令和９年３月３０日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０８１９号
大阪市北区中之島１丁目３番２０号
申立人　大阪市
本籍石川県加賀市柴山町二の７２番地
最後の住所大阪府大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目６番２８号
死亡の場所大阪府大阪市東住吉区
死亡年月日平成２２年７月頃
出生の場所石川県加賀市
出生年月日昭和３４年１０月１３日
職業　不明　　被相続人　亡　坂口　和人
住所　大阪市北区西天満１丁目２番５号　大阪ＪＡビル７階
相続財産清算人　弁護士　多田　大介
催告期間満了日　令和９年３月３０日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０２１５号
神戸市中央区三宮町２丁目１１番１号　センタープラザ西館５０１号室
申立人　中尾　悦子
本籍　神戸市長田区浜添通一丁目３番地
最後の住所　神戸市北区星和台四丁目１０番地の２９
死亡の場所　兵庫県神戸市西区
死亡年月日　令和7年1月5日
出生の場所　兵庫県神戸市林田区
出生年月日　昭和8年2月28日
職業　無職　被相続人　亡　成田　久江
神戸市中央区三宮町２丁目１１番１号　センタープラザ西館５０１号室　神戸中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中尾　悦子
催告期間満了日　令和9年3月19日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第３０１７２号
千葉県市川市市川１－２１－４
申立人　松田　健太郎
本籍千葉県市川市須和田一丁目１２番
最後の住所千葉県市川市須和田１丁目３４番１７号
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日令和８年１月１日
出生の場所千葉県市川市
出生年月日昭和２７年３月６日
職業　無職　被相続人　亡　狼谷　容子
事務所　千葉県市川市市川南１－９－２３京葉住設市川ビル５階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南部朋子
催告期間満了日　令和９年３月３１日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第５０２９号
山口県下関市一の宮学園町７番24号
申立人　三好　康史
本籍山口県下関市上田中町１丁目317番地１
最後の住所山口県下関市椋野町１丁目18番54号　住宅型有料老人ホームすずらん貴船　201号
死亡の場所山口県下関市
死亡年月日令和７年４月30日
出生の場所山口県下関市
出生年月日昭和24年12月21日
職業無職　　被相続人　亡　大枝千枝子
山口県下関市観音崎町12番10号　太陽生命下関ビル５階　島田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島田　直行
催告期間満了日　令和９年３月17日
山口家庭裁判所下関支部

令和７年（家）第３０４１５号
大阪府大阪市住吉区上住吉１丁目１２番１７号
ハイツ粟新上住吉６Ｅ号
申立人　都竹　力
本籍石川県七尾市魚町１３番地
最後の住所千葉県八千代市保品１９１５番地２０元気ホーム・保品
死亡の場所千葉県八千代市
死亡年月日令和５年２月１６日
出生の場所石川県七尾市
出生年月日昭和２６年６月２０日
職業　不明　被相続人　亡　都竹　隆
事務所　千葉市中央区中央３丁目１０番６号
北野京葉ビル８階　真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　谷中　晃
催告期間満了日　令和９年３月１２日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第８０９３７号
大阪府東大阪市松原１丁目８番１２号
申立人　今西　邦一
本籍大阪府東大阪市新町４４０番地
最後の住所大阪府東大阪市新町１０番２１号
死亡の場所大阪府大阪市都島区
死亡年月日令和８年５月１２日
出生の場所大阪府河内市
出生年月日昭和３８年１月２４日
職業　無職　被相続人　亡　竹谷　一幸
住所　大阪市北区西天満３－１３－９西天満パークビル４号館６階
相続財産清算人　弁護士　奥村　昌裕
催告期間満了日　令和９年４月６日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０７１６号
大阪市北区中之島１丁目３番２０号
申立人　大阪市
本籍新潟県新潟市秋葉区結２４３番地
最後の住所大阪市平野区喜連西４丁目２番１－３０２号
死亡の場所大阪府河内長野市
死亡年月日令和７年４月９日
出生の場所山口県小野田市
出生年月日昭和３０年９月２７日
職業　パート等　被相続人　亡　阿部　雄廣
住所　大阪市北区西天満５－１１－７サンク西天満６０１号室
相続財産清算人　弁護士　山田　浩介
催告期間満了日　令和９年４月６日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３０２２５号
広島県大竹市晴海１丁目３番26号
申立人　小田　隆江
本籍広島県大竹市晴海１丁目３番
最後の住所広島県大竹市晴海１丁目３番26号
死亡の場所広島県広島市
死亡年月日令和７年10月８日
出生の場所広島県佐伯郡
出生年月日昭和20年10月３日
職業不明
被相続人　亡　小田　重孝
広島県大竹市新町１丁目２番３号あやりこビル大竹駅前３階
相続財産清算人　司法書士　高橋　央史
催告期間満了日　令和９年３月12日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第９７１４号
石川県野々市市本町４丁目19番31－２号
申立人　齋田　和樹
本籍石川県金沢市疋田町ロ185番地
最後の住所石川県金沢市浅野本町ニ172番地１マザーシップ浅野本町
死亡の場所石川県金沢市
死亡年月日令和８年５月14日
出生の場所石川県金沢市
出生年月日昭和34年９月10日
職業無職　被相続人　亡　大弥　喜信
事務所石川県金沢市大手町２番25号　レジデンス大手門303号　西徹夫法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西　雅哉
催告期間満了日　令和９年３月12日
金沢家庭裁判所

令和　８年（家）第　２３５号
青森県上北郡おいらせ町瓢２４３番地２５２
申立人　江﨑　昊
本籍青森県八戸市田向五丁目２５番地２５
最後の住所青森県八戸市田向五丁目２５番３２号
死亡の場所青森県八戸市
死亡年月日推定令和４年７月１４日
出生の場所青森県八戸市
出生年月日昭和５５年５月１日
職業自営業　被相続人　亡　江﨑　宏
青森県八戸市根城９丁目１３番２号　オフィス西野２階　八戸うみねこ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　哲平
催告期間満了日　令和９年３月１６日
青森家庭裁判所　八戸支部

令和８年（家）第１１２５号
高知市比島町２丁目８－３７
申立人　弘瀬　美代子
本籍高知県安芸市穴内乙６５６番地
最後の住所高知市塩田町２０番７号桂荘６号
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和７年８月２５日
出生の場所高知県安芸郡穴内村
出生年月日昭和１６年１１月２６日
職業　不明　被相続人　亡　山本　廣幸
事務所　高知県香美市香北町美良布１１５０番地３
相続財産清算人　司法書士　宮下　陽介
催告期間満了日　令和９年３月１５日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第８０４８６号
大阪市中央区高麗橋２丁目３－１５上喜ビル５階
申立人　一津屋　香織
本籍長崎県長崎市諏訪町２４１番地
最後の住所大阪府大阪市中央区道頓堀１丁目東３番２７号ルーブル道頓堀４１５号
死亡の場所大阪府大阪市中央区
死亡年月日令和７年１２月２７日
出生の場所不明
出生年月日昭和１３年３月１６日
職業　無職　被相続人　亡　松島　三重子
住所　大阪市北区天神橋３丁目３番３号　南森町イシカワビル９階
相続財産清算人　弁護士　杉岡　正雄
催告期間満了日　令和９年４月５日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第２０３６号
滋賀県野洲市乙窪438番地
申立人　山本　勇太
本籍滋賀県守山市古高町111番地３
最後の住所滋賀県野洲市北比江35番地２
死亡の場所滋賀県野洲市
死亡年月日平成31年２月26日
出生の場所滋賀県野洲郡守山町
出生年月日昭和29年９月22日
職業不明　被相続人　亡　川上　英司
滋賀県守山市守山６丁目１番１号ナチュラルビル201号　くすのき法律事務所
相続財産清算人　西村　一彦
催告期間満了日　令和９年４月５日
大津家庭裁判所

令和８年（家）第４０２５２号
神戸市東灘区御影２丁目２番１２号　カサ御影５０２号
申立人　福島　美穂子
本籍　兵庫県神戸市灘区船寺通一丁目３９番地
最後の住所　神戸市灘区高徳町二丁目２番７号
死亡の場所　兵庫県神戸市灘区
死亡年月日　令和8年5月24日
出生の場所　兵庫県神戸市
出生年月日　昭和3年11月28日
職業　無職　被相続人　亡　川真田　美代
神戸市中央区相生町４丁目５番１６号　神戸駅前ＡＴビル６階　のむら総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　野村　亮太
催告期間満了日　令和9年3月12日
神戸家庭裁判所

令和　８年（家）第　２２５号
神奈川県横浜市都筑区仲町台３－２－２３　ミレーヌ仲町台２０１
申立人　攝待　学
本籍岩手県宮古市山口五丁目８３番地
最後の住所青森県八戸市南白山台一丁目８番１８号
死亡の場所青森県八戸市
死亡年月日令和６年１０月７日
出生の場所岩手県下閉伊郡山口村
出生年月日昭和１０年５月７日
職業無職　被相続人　亡　攝待　寛次
青森県八戸市根城４丁目１番４号　立花法律事務所
相続財産清算人　弁護士　立花　康雄
催告期間満了日　令和９年３月１６日
青森家庭裁判所　八戸支部

令和８年（家）第４００５号
岩手県盛岡市内丸３番１号
申立人　株式会社東北銀行
本籍岩手県二戸市上斗米字上川代35番地２
最後の住所岩手県二戸市上斗米字上川代35番地２
死亡の場所岩手県二戸市
死亡年月日令和６年３月15日
出生の場所岩手県二戸市
出生年月日昭和20年３月20日
職業不動産賃貸業
被相続人　亡　工藤　勉
岩手県二戸市福岡字上町11番地　福新ストア１階　橋本剛法律事務所
相続財産清算人　弁護士　橋本　　剛
催告期間満了日　令和９年３月８日
盛岡家庭裁判所二戸支部

令和７年（家）第６５３号
埼玉県加須市中央２丁目12番22号
申立人　野口　直輝
本籍埼玉県羽生市大字弥勒959番地
最後の住所埼玉県羽生市大字弥勒959番地
死亡の場所埼玉県羽生市
死亡年月日令和７年５月13日
出生の場所埼玉県北埼玉郡三田ケ谷村
出生年月日昭和７年12月31日
職業無職　　被相続人　亡　新井　みつ
埼玉県熊谷市本町２丁目76番地１　ＬＢビル６階　保岡法律事務所
相続財産清算人　弁護士　保岡　哲也
催告期間満了日　令和９年３月15日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第５０４２号
神奈川県横須賀市平作五丁目１７番８号
申立人　千葉　貴晴
本籍島根県邑智郡邑南町阿須那２番地４
最後の住所神奈川県横須賀市安浦町３丁目４３番地２７
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日推定令和７年１２月１６日
出生の場所広島県府中市
出生年月日昭和３４年１２月２日
職業　無職　　被相続人　亡　三上　明彦
事務所　神奈川県横須賀市小川町１２番地
相続財産清算人　司法書士　保科　宏行
催告期間満了日　令和９年３月１０日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和８年（家）第３０１２号
新潟県新発田市東新町１丁目15番22号５
申立人　中澤　雅人
本籍新潟県新発田市池ノ端1037番地
最後の住所新潟県新発田市早道場８３番地
死亡の場所新潟県新発田市
死亡年月日令和７年７月29日
出生の場所新潟県北蒲原郡中浦村
出生年月日昭和23年６月14日
職業無職
被相続人　亡　德永　増吉
新潟市中央区美咲町１丁目７番55号　弁護士法人美咲
相続財産清算人　五十嵐　勇
催告期間満了日　令和９年３月18日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和８年（家）第９９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1052番地４
申立人　特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ
本籍埼玉県八潮市大字古新田1071番地58
最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1107番地１　第３光風寮
死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町
死亡年月日令和８年２月５日
出生の場所東京都葛飾区
出生年月日昭和54年４月11日
職業無職　　被相続人　亡　山内　敏之
事務所埼玉県富士見市大字上南畑2049番地　若野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　若野　滋男
催告期間満了日　令和９年３月３日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和８年（家）第１０１８７号
東京都港区赤坂２丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
本籍埼玉県所沢市大字下富1272番地84
最後の住所埼玉県所沢市大字下富1272番地の84
死亡の場所埼玉県所沢市
死亡年月日令和７年12月28日
出生の場所青森県弘前市
出生年月日昭和12年１月13日
職業不明　　被相続人　亡　鎌田　正雄
事務所埼玉県所沢市東町12－10　ブランズタワー所沢３階　武蔵野合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　　加藤　剛毅
催告期間満了日　令和９年３月25日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和８年（家）第３４１号
東京都中野区中野四丁目６番15号中野都税事務所
申立人　東京都中野都税事務所長　福留　敬一
本籍茨城県鹿嶋市港ケ丘一丁目５番
最後の住所茨城県鹿嶋市港ケ丘一丁目５番17号
死亡の場所茨城県鹿嶋市
死亡年月日年令和７年７月21日頃から31日頃までの間
出生の場所和歌山県和歌山市
出生年月日昭和42年９月23日
職業不明　　被相続人　亡　小田　光秀
茨城県潮来市日の出八丁目12番地６
相続財産清算人　司法書士　　篠塚　健司
催告期間満了日　令和９年３月18日
水戸家庭裁判所麻生支部

令和８年（家）第２０２３号
福岡県久留米市三潴町玉満798番地
申立人　西田　鐵男
本籍福岡県久留米市三潴町高三潴1108番地２
最後の住所福岡県久留米市三潴町福光420番地
福光団地１棟306号　死亡の場所福岡県久留米市　死亡年月日平成28年11月２日　出生の場所久留米市　出生年月日昭和44年７月11日　職業不明
被相続人　亡　八山　忠男
福岡県久留米市田主丸町上原102番地１
相続財産清算人　司法書士　富永　真博
催告期間満了日　令和９年４月２日
福岡家庭裁判所久留米支部

令和８年（家）第２０３６号
福岡県久留米市東町35番地の10
申立人　筑後信用金庫
本籍福岡県久留米市荒木町白口2458番地１
最後の住所福岡県久留米市荒木町荒木1954番地14　死亡の場所福岡県久留米市　死亡年月日令和８年２月７日　出生の場所福岡県久留米市
出生年月日昭和31年２月14日　職業会社代表
被相続人　亡　田中　義盛
福岡県久留米市城南町16番地12
相続財産清算人　司法書士　品川　直樹
催告期間満了日　令和９年４月２日
福岡家庭裁判所久留米支部

令和８年（家）第４０４１号
長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡1968番地４
申立人　菊池　庄二
本籍長野県南佐久郡小海町大字豊里1176番地
最後の住所長野県南佐久郡小海町大字豊里1176番地２
死亡の場所長野県南佐久郡小海町
死亡年月日令和７年３月21日
出生の場所長野県南佐久郡北牧村
出生年月日昭和27年６月27日
職業不明
被相続人　亡　篠原　良通
事務所長野県佐久市岩村田1872番地13　あさま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川島　　豊
催告期間満了日　令和９年３月８日
長野家庭裁判所佐久支部

令和８年（家）第２５８号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍三重県桑名市中央町５丁目35番地１
最後の住所三重県桑名市大字江場621番地７
死亡の場所三重県桑名市
死亡年月日令和５年６月21日
出生の場所三重県桑名市
出生年月日昭和38年７月20日
職業熔接業　　被相続人　亡　林　　勉
三重県四日市市三栄町２－11　人見法律事務所
相続財産清算人　弁護士　人見　公友
催告期間満了日　令和９年３月３日
津家庭裁判所四日市支部

令和８年（家）第３１１号
三重県四日市市諏訪町２番２号
申立人　社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
本籍三重県四日市市南松本町13番地７
最後の住所三重県四日市市小林町3019番地263有料老人ホームしあわせの里
死亡の場所三重県四日市市
死亡年月日令和７年７月26日
出生の場所岐阜県恵那郡福岡町
出生年月日昭和25年３月16日
職業不詳　被相続人　亡　花田三千三
三重県四日市市諏訪栄町７番34号四日市近鉄ビル７階　シンジ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石川　慎司
催告期間満了日　令和９年３月３日
津家庭裁判所四日市支部

令和８年（家）第７８０号
東京都大田区矢口３丁目28番８－51５号
申立人　太刀川　卓
本籍北海道函館市堀川町55番地
最後の住所函館市堀川町29番10号
死亡の場所北海道函館市
死亡年月日令和７年８月11日
出生の場所北海道亀田郡亀田村
出生年月日昭和24年２月８日
職業不明　被相続人　亡　澤木　節子
函館市若松町28番10号
相続財産清算人　植松　直
催告期間満了日　令和９年３月３日
函館家庭裁判所

令和８年（家）第８００４４号
佐賀県佐賀市八戸溝一丁目15番３号
申立人　公益社団法人　佐賀県社会福祉士会
本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目44番地
最後の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍640番地１特別養護老人ホーム天寿荘
死亡の場所佐賀県多久市
死亡年月日令和８年１月28日
出生の場所佐賀県佐賀郡小関村
出生年月日昭和20年７月６日
職業無職　被相続人　亡　高野　健次
佐賀市城内二丁目２番40号
相続財産清算人　宮崎雄一郎
催告期間満了日　令和９年３月４日
佐賀家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７１４７号
福島市松木町７番17号　あぶくま法律事務所
申立人　鈴木　雅貴
本籍福島県伊達市梁川町白根字畑ケ中72番地
最後の住所福島県伊達市梁川町白根字成山148番地
死亡の場所福島県伊達市
死亡年月日平成30年２月11日ころから20日ころまでの間
出生の場所福島県伊達郡梁川町
出生年月日昭和８年２月２日
職業不明
被相続人　亡　谷口　静男
催告期間満了日　令和９年３月12日
福島家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（へ）第１号
広島県広島市西区南観音一丁目４番４９号
申立人　協同キカイ株式会社
代表者代表取締役　向井健二
権利を争う旨の申述の終期　令和８年11月16日
令和８年７月29日
呉簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｚ13342
金額　118,844円
支払期日　令和８年１月31日
支払地　広島県呉市
支払場所　株式会社広島銀行広支店
振出日　令和７年９月22日
振出地　広島県広島市中区
振出人　中国酸素株式会社　代表取締役　川崎能弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第２２４号
北九州市若松区西天神町14番64号
申立人　野口　明
本籍北九州市若松区藤ノ木２丁目1926番地１
最後の住所北九州市若松区藤ノ木２丁目３番11号
不在者　野口香壽惠
昭和３年３月４日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第５９１５号
愛知県稲沢市小沢二丁目10番27－302号
申立人　柴田　千恵
本籍愛知県清須市上河原１番地
最後の住所不明
不在者　杉浦　文子
昭和６年８月28日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５９８２号
大阪府堺市美原区さつき野西一丁目１０番地４
申立人　井川　久美子
本籍大阪府富田林市若松町五丁目１４０８番地
最後の住所不明
不在者　中出　信也
昭和１０年１月３１日生
届出期間満了日　令和８年１１月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４５号
千葉県習志野市大久保２－14－５－117
申立人　原　久美子
本籍長野県下伊那郡高森町山吹6094番地
最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島2711番の８
不在者　田中　健二
昭和７年３月25日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
長野家庭裁判所飯田支部

令和８年（家）第９８号
福岡県うきは市吉井町福益724番地６
申立人　佐藤　淳
本籍　福岡県うきは市吉井町福益1583番地
最後の住所　福岡県うきは市吉井町福益1583番地
不在者　佐藤　敬一
昭和23年10月2日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
福岡家庭裁判所久留米支部

失踪宣告

令和８年（家）第７７号
本籍北海道網走郡美幌町字登栄１番地
最後の住所北海道網走郡美幌町字登栄１番地
不在者　河野　正法
昭和12年12月25日生
令和８年７月28日失踪宣告審判確定
釧路家庭裁判所北見支部裁判所書記官

令和７年（家）第５５０号
本籍鹿児島県伊佐市菱刈川北１６７２番地
最後の住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目２６９番地
不在者　西　三郎
昭和２８年６月２５日生
令和８年７月２８日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第191号
本籍群馬県太田市新井町566番地29
最後の住所埼玉県久喜市菖蒲町三箇1998番地
不在者　須永　京子
昭和30年３月５日生
令和8年7月29日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所久喜出張所裁判所書記官

令和７年（家）第３７６号
本籍長野県長野市大字大町143番地ロ
最後の住所長野県上高井郡須坂町大字小山562番地
不在者　小林　弘子
昭和21年５月６日生
令和８年７月28日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所
裁判所書記官

令和　７年（家）第　　１１４号
本籍長野県飯田市鼎上山1528番地２
最後の住所長野県飯田市鼎上山1528番地２
不在者　志水　幸治
昭和39年12月15日生
令和８年７月24日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所　飯田支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１００６３号
本籍神奈川県高座郡藤沢大坂町388番地
最後の住所不明
不在者　飯田　稲子
明治37年２月20日生
令和８年７月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１１１４号
本籍北海道小樽市塩谷２丁目406番地
最後の住所不明
不在者　戸澤　清司
昭和22年２月４日生
令和８年７月２８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第１号
広島県福山市神辺町西中条945番地3
申立人　有限会社太幸運輸
代表者代表取締役　大石　洋子
権利を争う旨の申述の終期　令和８年７月24日
令和８年７月30日
福山簡易裁判所

（別紙）　目　録
為替手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ78288
金額　5,340,000円
支払人　藤田興業有限会社
支払期日　令和８年５月31日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社中国銀行福山東支店
振出日　令和８年１月20日
振出地　広島県福山市
振出人　申立人
引受人　藤田興業有限会社　代表取締役　門利實
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ78290
金額　4,150,000円
支払期日　令和８年６月30日
振出日　令和８年２月20日
⑵の為替手形の支払人、支払地、支払場所、振出地、振出人、引受人、受取人及び最終所持人は⑴の為替手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１３７７号
東京都東村山市秋津町二丁目22番地１
債務者　株式会社ストーンウエルズ
代表者代表取締役　石井　　裕
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川　慶子
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４３号
東京都町田市小山町1150番地
債務者　有限会社渡部新聞舗
代表者取締役　渡部　雄一
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本山　正人
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４号
静岡県富士宮市淀師1816番地の28
債務者　ＯＲＤＥＲＭＡＤＥｐｌｕｓ株式会社
代表者代表取締役　亀井　佳奈
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長橋　　順
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３１５号
神戸市兵庫区切戸町六丁目３番１号
債務者　株式会社入本組
代表者代表取締役　入本　竜太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２９号
新潟県長岡市寺泊片町7755番地１
債務者　株式会社三光堂電設
代表者代表取締役　外山　和人
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　弘和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
熊本市北区弓削五丁目13番３号
債務者　ターザン株式会社
代表者代表取締役　冨永　悠史
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２５９号
埼玉県川口市西青木五丁目４番19号
債務者　株式会社スガハラ
代表者代表取締役　菅原　文雄
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
熊本県菊池市七城町山崎586番地
債務者　株式会社平安社寺建築
代表者代表取締役　石渕　公康
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木上　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第３８号
熊本県菊池市七城町山崎589番地
債務者　株式会社ＨＡＳＵＮＯ音
代表者代表取締役　石渕　公康
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木上　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１５７号
静岡県富士市岩本262番地の17　セジュール貫井101号
債務者　村松　英章
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石野　　弘
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月22日午前11時20分
６　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１０７１号
東京都八王子市本郷町６番８号西野荘202号
債務者　川瀬　英美
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月23日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３号
静岡県富士宮市小泉1940番地の１
債務者　二木　　泉
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　良行
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月12日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６５号
静岡県富士宮市淀師1816番地の28
債務者　亀井　佳奈
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長橋　　順
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月12日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３７８号
栃木県佐野市犬伏上町2177番地８オーランドコート１棟410号
債務者　石井　　裕
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川　慶子
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月25日午前11時15分
６　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４１６０号
大阪府門真市舟田町55番６号
債務者　松井　幸一
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥山　隆輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０号
北九州市小倉南区朽網西３丁目６番23号
債務者　木村　勇志
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２号
兵庫県丹波市柏原町柏原3158番地４　第１柏原サニーハイツ　201号
債務者　河津　俊男
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１２８号
秋田県潟上市天王字持谷地119番地10
債務者　鎌田　　栄
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤坂　　薫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２１号
山梨県笛吹市八代町南1615番地４　県営八代団地２－501号
債務者　津島　優太
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　英輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１６号
神戸市兵庫区中道通７丁目１番13―506号
債務者　入本　竜太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９６号
兵庫県姫路市西庄甲46番地　グリーンコーポ上柳Ｂ202、従前の住所神奈川県川崎市多摩区生田４丁目24番１－302号
債務者　渡邊　栄奈
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北野　武史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１１４０号
埼玉県川口市上青木西２丁目13番５号
債務者　永井　寛之
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上床栄次朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
栃木県佐野市越名町362番地
債務者　田口美津明
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯塚　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１５５号
名古屋市北区志賀町５丁目13番地　市営東志賀荘１棟302号
債務者　中光　綾香
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　舞花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時20分
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５９８号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番１―406号
債務者　佐藤　宏大
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堂山　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時50分
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２０７号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―103号
債務者　大嶋　　渉
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮野　大翔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
熊本市西区花園２丁目４番13号　アミィ花園206
債務者　古場あゆみ
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳本　一馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２６８号
さいたま市浦和区前地３丁目２番９号　グリーンハイツ福田２　201
債務者　井上　哲哉
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　将之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後３時10分
５　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３６号
埼玉県幸手市香日向１丁目13番19号
債務者　松崎　信夫
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　有作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４０号
埼玉県川口市川口３丁目２番１－1104号　リプレ川口一番街１号棟
債務者　小清水るりこ
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千秋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６０号
埼玉県川口市西青木５丁目４番19号
債務者　菅原　文雄
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６１号
埼玉県川口市西青木５丁目４番19号
債務者　菅原雄太朗
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
静岡県伊豆市土肥70番地　粋松亭社員寮204号室、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1630番地の１　シティハイムシマＡ201号
債務者　須藤　嘉章
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重光　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３５号
愛知県犬山市富岡新町４丁目56番地　ＢＥＬＬＥＶＵＥ202
債務者　馬場　正明
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　聖悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４５１号
熊本市北区弓削５丁目13番10号　エトワール白川303
債務者　冨永　悠史
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９号
熊本県菊池市七城町山崎586番地１
債務者　石渕　公康
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第４０号
熊本県菊池市七城町山崎586番地１
債務者　石渕　聡美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６００号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番４－105号
債務者　高山　一美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９９号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生4284番地３アクトめざみ105号、前住所山形県米沢市万世町堂森772番地　フレンディーＫＡＺ－205号室
債務者　工藤　育大
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０３号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3608番地１ケアハウスめざみの里412号
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１８９８号
愛知県春日井市御幸町２丁目３番地11
債務者　木邊世利加
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２０号
名古屋市中川区西伏屋３丁目401番地　県営伏屋第一住宅２棟314号
債務者　西永　昌之
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区上高畑２丁目39番地　シャトー八田205号
債務者　井口知奈美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０８号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番６－101号
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３４号
北九州市若松区鴨生田４丁目６番16号（B201）
債務者　村永　拓郎
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０８号
新潟県魚沼市井口新田317番地19　メゾンｉ105号
債務者　渡邉　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市駅前１丁目４番17―201号　市営駅前住宅５号棟
債務者　吉田恵里子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２００号
岡山県総社市井手1062番地１　ピアＡＣＥ21Ａ棟206号室
債務者　北村　友彩
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市幸町８番27号　特別養護老人ホーム　みゆき園、住民票上の住所岡山県倉敷市中庄35番地17
債務者　越智　浩史
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市白楽町517番地２　ソアール四季白楽町103号
債務者　入田　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市四十瀬122番地１　プリムローズ103
債務者　徳永　由美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
岡山県倉敷市中島2246番地296、転居前の住所岡山県倉敷市水江87番地　プレインパインＢ207
債務者　佐久間紫音
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町407号
債務者　堤　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１４号
福岡県久留米市合川町114番地12　ヴィラ210 206号、前住所福岡県久留米市西町225番地15　コーポ廣重201号
債務者　佐塚　昭彦
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２０号
福岡県久留米市津福本町1169番地29　コーポ高島103号
債務者　中村奈己子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２２号
福岡県久留米市津福本町500番地３
債務者　後藤　千尋
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈17番地31　ディアス菊池Ⅱ―101
債務者　蓮尾　宏樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２０５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
債務者　木村千奈美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２６号
埼玉県桶川市泉１丁目16番13号　パンシオン桶川ＮＯ１―104号
債務者　加藤　涼瑛
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
債務者　木村　結依
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６４号
愛知県豊田市青木町２丁目111番地１　シャルマンヤシキ203号
債務者　柴田　実咲
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
愛知県高浜市論地町五丁目２番地15　（ナティフきぬうらＮｏ．２　Ａ号室）
債務者　加賀　正男
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２３０３号
札幌市東区北23条東７丁目３番20―711号
債務者　松本　裕之
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８号
札幌市東区北32条東５丁目３番18号　サンシャインパーク203号、申立時の住所札幌市東区東雁来９条４丁目12番29号　田口　方
債務者　荒木　清夏（旧姓原）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７９号
札幌市白石区平和通２丁目北２番31―106号、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西10丁目９番地１　エメラルド410　101
債務者　竹島　亜美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６０号
札幌市白石区本通11丁目南２番15号　マイルーム11―205号
債務者　伊藤勘太郎
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６４号
札幌市白石区本通２丁目北７番27―510号
債務者　米谷　光記
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
札幌市北区篠路３条８丁目９番65号　新生ハイツ101号
債務者　渡邉恭志郎
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３９号
北海道千歳市清流５丁目６番11号
債務者　田中　佳乃
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６４号
札幌市手稲区曙４条３丁目６番17号　ウエストタウンアケボノ２－Ｂ号
債務者　女池　宏樹
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南11条西８丁目２番40―507号
債務者　熊木　勇希
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０５号
札幌市北区新琴似４条８丁目５番５号
債務者　横山　澄雄
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１７号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番１―803号
債務者　門馬　舜佑
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５６号
札幌市西区琴似２条５丁目４番８―208号
債務者　渡部　規介
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６０号
札幌市白石区川下2524番地
債務者　上村　保雄
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６７号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番21―102号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９８号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番９　（道営住宅Ａ―103号）
債務者　寺田　七恵
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１０号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番13―208号
債務者　荒木　聡子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１５号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目13番地17
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８９号
札幌市西区西町北15丁目４番19号
債務者　工藤　啓子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３７号
北海道芦別市北６条西４丁目６番地あけぼの団地103
債務者　益谷恵津子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３８号
北海道赤平市平岸新光町３丁目21番地
債務者　鹿内弓希衣
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３９号
北海道歌志内市字神威37番地１
債務者　菅野　晶敏
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４０号
北海道砂川市吉野２条北４丁目２番２－401号
債務者　藤井　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
群馬県太田市本町25番２号
債務者　坂本　ビオレッタこと　サカモト　ビオレッタ　ガパシン
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１５６号
神奈川県座間市栗原中央４丁目26番12号
債務者　下山　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５７号
相模原市南区磯部4382番地８
債務者　吉田　拓磨
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８１号
相模原市南区麻溝台６丁目12番16号
債務者　平川　由依
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１５３号
群馬県館林市代官町５番７号　マママンション一301
債務者　小西　成美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９５号
香川県高松市仏生山町甲773番地１　パレーフィールドⅡ　106
債務者　滝下　竜児
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２８号
香川県高松市扇町１丁目４番10号
債務者　濱谷　むつ子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始中更正

令和７年（フ）第１２３３号
仙台市太白区長町２丁目４番２１－５号　ラピスラズリ１０３（従前の住所　仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号）
破産者　植村　弥生
1　主文　当裁判所が令和８年５月27日にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号」とあるのを「仙台市太白区長町２丁目４番２１－５号　ラピスラズリ１０３（従前の住所　仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号）」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月４日
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

令和８年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根741番地13　エコーマンション２－Ａ
破産者　株式会社ブリッジ
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市壺屋２丁目19番12号　トーマス壺屋502、住民票上の前住所大阪府和泉市伏屋町五丁目３番１－903号
破産者　中畝　翔太
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４６３号
熊本市南区野口３丁目12番１号
破産者　福井　光一こと　孫　光一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５１６号
宮崎市旭１丁目５番４号　ファースト旭405号、前住所宮崎市大字熊野2320番地２
破産者　大野　芳裕
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０４号
宮崎県都城市一万城町36号３番地、前住所宮崎県都城市志比田町4569番地２
破産者　村上　慈英
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１０７号
宮崎県都城市早水町９号15番地　平田コーポ102
破産者　白川　優希
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１３２号
宮崎県都城市久保原町３街区20の２号　小野田久保原貸家Ｂ棟、前住所長崎県佐世保市早岐一丁目４番48号　シンシアリーＩ501号
破産者　牧　　章太
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根741番地13　エコーマンション２－Ａ号
破産者　田村　愛子
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結

令和７年（フ）第１７３号
兵庫県宝塚市山手台西二丁目５番３号
破産者　株式会社エキスパート
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第６９７号
東京都武蔵野市西久保三丁目４番20号
破産者　株式会社斎藤工務店
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６９８号
東京都武蔵野市西久保３丁目４番20―302号第二富士マンション、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵野市西久保３丁目４番20―402号第二富士マンション
破産者　齋藤　興一
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３４６号
東京都町田市山崎町1493番地３
破産者　株式会社早稲塚組
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２６０号
静岡県沼津市戸田3703番地の25
破産者　亡板谷優子相続財産
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２８４号
静岡県駿東郡清水町徳倉998番地の１　フレマリール998　Ｂ棟　103、前住所静岡県駿東郡清水町柿田270番地の21
破産者　宮武錬太郎
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２９７号
静岡県駿東郡長泉町竹原95番地の１　コーポ的場402号
破産者　津々見茂雄
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４４８号
静岡県伊豆の国市田京707番地の27　ヴィラＫＳＴ　102号
破産者　塚田　良介
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２６号
福岡県中間市鍋山町13番10―102号
破産者　株式会社クレセント貿易
１　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午後２時30分
令和８年８月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３９号
兵庫県川西市多田桜木一丁目４番23号　桜木イーストビル２階２Ａ号室
破産者　株式会社アルゾ
１　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
２　一般調査期日　令和８年10月22日午前11時
令和８年８月13日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第３９３号
大阪府岸和田市西大路町225―２
破産者　有限会社オートサービスユーオート
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市橋本684番地　２棟503号
破産者　ＴＵＲＫＥＹこと　比嘉　利恵
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号
破産者　株式会社ニューオオミヤ
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７７２号
大阪府茨木市真砂１丁目21番９号の１　シャトーノーブルＡ　102号
破産者　櫻井　梨絵
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３４４号
大阪府寝屋川市池田本町４番10号
破産者　末永　広美
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００３号

愛知県あま市木折戸井田２３番地
清算株式会社　　株式会社アイ企画
代表清算人　　岩月敏光
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金11,164,967円を各協定債権者の有する債権額の10.43478118%（ただし、解散日を基準日とし、基準日における元本額とする。担保権の付された協定債権については、当該担保物件の価額に相当する部分を控除した債権額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済額は次のとおりとする。
いちい信用金庫：256,877円　きょうと事業再生債権回収㈱：334,997円　㈱三菱UFJ銀行：842,248円　アイ・アール債権回収㈱：1,789,407円　㈱商工組合中央金庫：1,091,924円　SMBC債権回収㈱：788,555円　愛知県信用保証協会：6,060,959円
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２０１５号

東京都文京区本郷４丁目３番４号
清算株式会社　ＩＭ株式会社
代表清算人　高瀬　浩幸
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　協定債権の定義
特別清算開始決定時（令和８年５月８日）までの原因に基づいて、清算株式会社に対して発生した財産上の請求権（清算株式会社に対して有する保証債権を含む）を協定債権とする。
２　弁済の基準となる協定債権
弁済の基準となる協定債権額は、清算株式会社が、各協定債権者から、中小企業の事業再生等に関するガイドラインの再生型私的整理手続における清算株式会社の2025年８月４日付事業再生計画において同意をえた計画案記載の別紙弁済額一覧表記載の非保全債権額とする。
３　弁済方法
（１）弁済額
清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日現在の資産（ただし、必要な費用は控除するものとする）を弁済の基準となる非保全債権額に応じて按分した別紙弁済額一覧表記載の弁済額を弁済する。
（２）弁済時期
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、各協定債権者の指定する口座に振り込む方法により、支払う。ただし、振込費用は清算株式会社が負担する。
（３）協定債権の免除
各協定債権者は、同項（１）の規定による弁済を受けたとき、又は弁済がない場合には協定案が認可確定したときには、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産の処理
前項（２）の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済の基準となる非保全債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項（３）の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　議決権額
各協定債権者の議決権額は、別紙弁済額一覧記載の特別清算開始決定時における協定債権額とする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第９号

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄196番地の1
清算株式会社　株式会社瀬戸内
代表清算人　　福﨑　守彦
１　決定年月日　令和8年8月7日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、全ての債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、別紙協定債権者一覧表記載の協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する（割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第２０２７号

東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇｌａｎｚ ＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ニッキー
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　定義
協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　協定債権の免除
清算株式会社は、各協定債権者の協定債権につき、本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
３　新たな財産が発見された場合
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額により按分して算出された金額を弁済する。
この場合においては、第２項に基づく協定債権の免除は、新たにされた弁済の限度で当該免除の時に遡って効力を失う。
本項に基づき弁済する場合は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込送金する方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

以　上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３４号

千葉県船橋市芝山６丁目33番40号
再生債務者　大槻　吉毅
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４５号

千葉県船橋市西船７丁目９番１号
再生債務者　齊藤　善光
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３８号

愛知県一宮市時之島字本郷34番地16
再生債務者　酒井　大輔
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月16日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目15番26―１号
再生債務者　飯塚　勇生
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４８号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目15番１―803号
（前住所）兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目27番25―703号
再生債務者　佐久川祥正
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１４４号
千葉市若葉区貝塚町2037番地１　アサヒファミール206号
再生債務者　丸山　　渚
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１１８号
札幌市南区北ノ沢４丁目２番42号
再生債務者　田畑　広樹
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２８号
北海道千歳市豊里３丁目６番７号
再生債務者　山下　将範
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１６６号
札幌市豊平区平岸４条４丁目３番10―403号
再生債務者　菊地　勇気
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目48番地の13
再生債務者　小川　和輝
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月２日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和８年（再イ）第５９号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島1649番地４
再生債務者　小林　雅哉
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４２号
岡山県倉敷市平田698番地13
再生債務者　太田　博美
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第１７号
山口県下関市熊野西町15番28号
再生債務者　岡田　拓哉
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第９５号
神戸市垂水区本多聞１丁目８番12―２号
再生債務者　金沢　尚由
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９８号
神戸市須磨区宝田町３丁目２番２号
再生債務者　森　　雅之
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０７号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目２番10―203号
再生債務者　山田　恭輔
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第８１号
岡山市北区青江四丁目17番18号
再生債務者　小泉　直也
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第９４号
神戸市須磨区若草町３丁目18番地の４　ラフィーネ須磨Ⅵ120号
再生債務者　山本　祐真
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０９号
神戸市須磨区西落合４丁目１―244―302（住民票上の住所）神戸市灘区天城通３丁目６番４―２号　オレスコート王子Ⅱ201
再生債務者　神宮　愛梨
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１２号
兵庫県三田市小野1164番地146
再生債務者　中尾　　智
１　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１号
横浜市旭区二俣川１丁目56番地
再生債務者　石川　和俊
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第８６号
横浜市南区中村町３丁目190番地14　プランドールＫ　304号室
再生債務者　塩野　芳郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１１０号
横浜市神奈川区松見町２丁目577番地21　ＴＨＡＮＫＳ　Ｉ　405号
再生債務者　丸　　昂志
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第４６号
千葉市中央区大巌寺町333番地３
再生債務者　牧野　庸子
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６９号
東京都目黒区下目黒２―12―13―217
再生債務者　増田　　想
１　決議に付する再生計画案　令和８年５月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第６６号
茨城県ひたちなか市殿山町２丁目５番４号
再生債務者　鈴木　功一
１　決議に付する再生計画案　令和８年２月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日　　水戸地方裁判所

令和７年（再イ）第７２号
茨城県東茨城郡茨城町大字駒場3579番地１
再生債務者　横田　　治
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日　　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第８号
茨城県鉾田市上冨田1801－６　フローラルハイツオオバ　１号（住民票上の住所）茨城県水戸市大場町2338番地の11
再生債務者　大内　　豊
１　決議に付する再生計画案　令和８年５月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日　　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第４号
群馬県前橋市六供町一丁目44番地３
再生債務者　松村　正一
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３６号
東京都町田市金森２丁目６番13号
再生債務者　山本　麻央
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２６号
神奈川県厚木市関口1008番地１　コリーヌ厚木210
再生債務者　杉原　幸裕
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
岐阜県多治見市明和町２丁目64番地の４（従前の住所）岐阜県多治見市西坂町５丁目54番地
再生債務者　ひだ牛はらたこと　原田　智彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（再イ）第７号
岐阜県多治見市脇之島町７丁目10番地の11
再生債務者　松本　浩二
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（再イ）第４０号
静岡県藤枝市藤枝５丁目12番６号　シャルム蓮華寺201
再生債務者　田中　弓香
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３号
静岡県浜松市中央区南浅田一丁目１番25号　日栄ハイム　南浜松　２―103号室
再生債務者　大泉　繁利
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
静岡県磐田市上大之郷507番地１
再生債務者　磯野　義仁
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第３３号
静岡県浜松市中央区遠州浜二丁目15番20―３号
再生債務者　栗林　雄太
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第１４号
三重県津市一身田町729番地
再生債務者　森　　竜次
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日　　津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第７８号
愛知県犬山市大字五郎丸字皿屋敷77番地５
再生債務者　澤野　隆二
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１３号
沖縄県豊見城市字豊見城385番地１　豊見城住宅９―103号
再生債務者　祖堅　方広
１　決議に付する再生計画案　令和８年３月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月９日まで
令和８年８月12日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第８号
北海道滝川市扇町２丁目７番３号
再生債務者　袴田　圭一
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第１０号
北海道滝川市本町５丁目３番12号　Ｂｌｏｓｓｏｍ　104号室
再生債務者　谷本　楓華
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第１１３号
大阪市大正区鶴町３丁目19番８号
再生債務者　矢野　博紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２３２号
大阪府八尾市恩智北町３丁目61番地の８
再生債務者　福田　晃生
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２５１号
大阪市淀川区塚本２丁目13番18―501号
再生債務者　末永　大介
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５２号
大阪府泉南市信達市場1145番地の４
再生債務者　樫田　真一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第５５号
大阪府泉佐野市上町３丁目３番１―1106号
再生債務者　岡見　祐治
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６８号
札幌市南区川沿12条４丁目８番22号　ドリーマ2000―２号
再生債務者　中村　文夫
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２号
釧路市春採３丁目16番５号
再生債務者　中屋　秀勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月14日　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４１号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町56番地12
再生債務者　西邨　和光
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月14日まで
令和８年８月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１３号
熊本市東区保田窪４丁目14番70号　302
再生債務者　米原　佳鷹
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月12日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１１号
秋田市御所野元町四丁目14番12号　ウィル元町202
再生債務者　二田　匠
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月13日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５号
秋田県潟上市天王字北野322番地47
再生債務者　伊藤　幸成
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月13日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第５５号
神戸市垂水区清水が丘１丁目20番10―２号
再生債務者　國田　大聖
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４６号
兵庫県姫路市梅ケ谷町２番44号
再生債務者　松岡　忠昭（旧姓飯塚）
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月13日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第４８号
兵庫県加古川市野口町野口450番地の６
再生債務者　河野　伸弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月14日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１４号
鳥取県米子市上福原６丁目５番11号
再生債務者　藤本　健一
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第１７号
長崎県長崎市東山町１番23号
再生債務者　大原　昇
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第３０９号
北海道千歳市花園５丁目７番３―205号　フローラル・ティーエス
再生債務者　坪井　太一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月14日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号

沖縄県宜野湾市嘉数３―30―６　ビューハウス松寿201号（住民票上の住所　沖縄県宜野湾市真栄原３丁目１番11号）
再生債務者　玉寄　康寿
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再ロ）第８号

東京都青梅市藤橋２丁目524番地の14
再生債務者　佐藤裕美子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月25日から令和８年10月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１２号

東京都羽村市川崎二丁目５番13号サンテシャルム204
再生債務者　横井　健太
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第３号

東京都八王子市長房町457番地７
再生債務者　山口　克彦
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第３号

神奈川県座間市南栗原６丁目２番22号
再生債務者　尾股　幸仁
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月14日
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

神奈川県海老名市杉久保北２丁目11番16―208号
再生債務者　笹島　正秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号

群馬県高崎市上並榎町193番地10
申立人　日和産業株式会社
住所・居所　不明
（閉鎖登記簿上の本店所在地及び不動産登記記録上の住所）群馬県高崎市住吉町20番地
所有者　有限会社高崎和楽湯
届出期間満了日　令和８年10月６日
令和８年８月６日
前橋地方裁判所高崎支部

（別紙）　物　件　目　録
1　所在　高崎市住吉町
地番　20番11
地目　宅地
地積　2.72平方メートル
2　所在　高崎市住吉町
地番　20番21
地目　宅地
地積　133.05平方メートル
3　所在　高崎市住吉町
地番　20番22
地目　宅地
地積　127.69平方メートル
4　所在　高崎市住吉町
地番　20番23
地目　宅地
地積　92.41平方メートル
5　所在　高崎市住吉町
地番　20番33
地目　宅地
地積　21.13平方メートル
6　所在　高崎市住吉町
地番　20番34
地目　宅地
地積　40.79平方メートル
7　所在　高崎市住吉町
地番　20番35
地目　宅地
地積　48.34平方メートル
8　所在　高崎市住吉町
地番　20番36
地目　宅地
地積　22.03平方メートル
9　所在　高崎市住吉町20番地26、20番地21
家屋番号　20番26
種類　居宅　事務所
構造　鉄筋コンクリート造瓦葺地下１階付２階建
床面積　１階　128.29平方メートル
２階　14.13平方メートル
地下１階　46.71平方メートル
10　所在　高崎市住吉町20番地26
家屋番号　（未登記）
種類　一般住宅
構造　木造、金属板、２階
床面積　21.47平方メートル
11　所在　高崎市住吉町20番地26
家屋番号　（未登記）
種類　附属家
構造　木造、その他、１階
床面積　12.80平方メートル
12　所在　高崎市住吉町20番地26
家屋番号　（未登記）
種類　附属家
構造　木造、金属板、１階
床面積　9.91平方メートル
13　所在　高崎市住吉町20番地26
家屋番号　（未登記）
種類　倉庫（普通）
構造　コンブロ、屋根無し、１階
床面積　11.20平方メートル
14　所在　高崎市住吉町20番地26
家屋番号　（未登記）
種類　附属家
構造　木造、金属板、２階
床面積　9.84平方メートル

令和８年（チ）第４号

山梨県南アルプス市野牛島1656番地9
申立人　山畠　恵
住所・居所　不明
（亡尾方博子の最後の住所）山梨県甲府市上石田４丁目４番24号
共有者　亡尾方博子相続財産
届出期間満了日　令和８年10月６日
令和８年８月６日
甲府地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　甲府市上石田４丁目
地番　83番２
地目　宅地
地積　126.99平方メートル
不明共有者の持分　６分の４
2　所在　甲府市上石田４丁目83番地２
家屋番号　83番２
種類　居宅・事務所
構造　鉄骨造陸屋根３階建
床面積　１階　75.35平方メートル
２階　73.31平方メートル
３階　37.41平方メートル
不明共有者の持分　６分の４

令和８年（チ）第５号

香川県観音寺市高屋町521番地10
申立人　川崎　廣子
住所・居所　不明
（最後の住所）香川県観音寺市吉岡町558番地
アトラスA棟102号室
共有者　亡川崎浩治相続財産
届出期間満了日　令和８年１０月７日
令和８年８月７日
高松地方裁判所観音寺支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　観音寺市高屋町字四ノ坪
地番　521番10
地目　宅地
地積　231.40平方メートル
2　所在　観音寺市高屋町字四ノ坪
地番　521番12
地目　雑種地
地積　99平方メートル
3　所在　観音寺市高屋町字四ノ坪521番地10
家屋番号　521番10
種類　居宅
構造　木造瓦葺2階建
床面積　1階　90.21平方メートル
2階　57.14平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１３号

東京都文京区本郷一丁目25番26-401号
申立人　松元涼子
東京都三鷹市新川一丁目３番21号
申立人　松元朋子
東京都三鷹市新川一丁目３番21号
申立人　仲井佳子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）横浜市港北区日吉町320番地
所有者　岡田タツイ
届出期間満了日　令和８年10月７日
令和８年８月７日
東京地方裁判所立川支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　三鷹市新川一丁目
地番　６７５番４
地目　宅地
地積　３．９６平方メートル

令和８年（チ）第３号

三重県多気郡多気町上出江５３７番地
申立人　上出江区自治会
住所・居所　不明
（亡小山良一の最後の住所）三重県松阪市石津町４０６番地８
（亡小山良一の不動産登記記録上の住所）三重県多気郡勢和村大字上出江３０５番地
所有者　亡小山良一相続財産（不動産登記記録上の氏名　小山良一）
届出期間満了日　令和８年１０月７日
令和８年８月７日
津地方裁判所松阪支部
（別紙）　物　件　目　録
16　所在　多気郡多気町上出江字下中切
地番　３５２番３
地目　田
地積　２４２平方メートル

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　石炭鉱業企業年金基金
２．事務所の所在地　北海道釧路市北大通十二丁目１番地４
３．理事長の氏名及び住所　菊地　靖則　北海道釧路市春採七丁目18番１号
４．実施事業所の名称及び所在地　釧路コールマイン株式会社　北海道釧路市興津五丁目２番23号
５．設立認可年月日　令和８年８月１日
令和８年８月24日
北海道釧路市北大通十二丁目１番地４
石炭鉱業企業年金基金
理事長　菊地　靖則

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は、令和八年五月二十九日付官報（号外第一二〇号）九年十五頁に掲載しております。
令和八年八月二十四日
札幌市東区北四十一条東六丁目二番七号
（甲）合同会社ラ・ルーチェ
代表社員　河上　道子
札幌市中央区宮の森二条十丁目三番一〇号
宮の森二条マンション二〇二号室
（乙）株式会社べるにっと
代表取締役　河上　真典

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一五二頁（号外第一四三号）
令和八年八月二十四日
東京都港区芝浦四丁目六番一四号ＮＣ芝浦ビル
（甲）日本コンクリート工業株式会社
代表取締役　椙田　宜彦
東京都港区芝浦四丁目六番一四号ＮＣ芝浦ビル
（乙）ＮＣマネジメントサービス株式会社
代表取締役　小寺　満

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一八〇頁（号外第一四七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一八三頁（号外第一四七号）
令和八年八月二十四日
東京都板橋区舟渡二丁目六番一八号
（甲）東京オフィスサービス株式会社
代表取締役　小島　剛
東京都豊島区東池袋三丁目二二番七号
（乙）株式会社エイシス
代表取締役　小島　剛

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　六十一頁（号外第七十四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　四十五頁（号外第七十四号）
令和八年八月二十四日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒグループ食品株式会社
代表取締役　川原　浩
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒフィールドマーケティング株式会社
代表取締役　原　信広

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　一八〇頁（号外第七十四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　一八三頁（号外第七十四号）
令和八年八月二十四日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒグループ食品株式会社
代表取締役　川原　浩
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒフィールドマーケティング株式会社
代表取締役　原　信広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十四日
掲載頁　五十六頁（号外第二八三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　八十四頁（号外第二七九号）

令和八年八月二十四日
東京都新宿区四谷一丁目六番一号
（甲）新菱ホールディングス株式会社
代表取締役　加賀美　猛
東京都新宿区四谷二丁目四番地
（乙）セントラル都市開発株式会社
代表取締役　宮﨑　保典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月四日
掲載頁　六十二頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月四日
掲載頁　六十二頁（号外第一七五号）

令和八年八月二十四日
東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号
（甲）東京ソフトウエア株式会社
代表取締役　神村　昌志
東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号
（乙）株式会社テクノウエア
代表取締役　神村　昌志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　二十二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　二十二頁

令和八年八月二十四日
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
（甲）株式会社シンク
代表取締役　渡邊　裕樹
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
（乙）株式会社セレクトネットワーク
代表取締役　佐藤　勇規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　六十八頁（号外第七十八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　六十頁（号外第七十六号）

令和八年八月二十四日
東京都品川区西五反田八丁目九番五号
（甲）株式会社フルキャスト
代表取締役　小田　延宏
東京都品川区西五反田八丁目九番五号
（乙）株式会社トップスポット
代表取締役　和泉　俊也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一三四頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十日
掲載頁　一五四頁（号外第一二八号）

令和八年八月二十四日
東京都港区芝浦三丁目一番一号
（甲）株式会社ゼンリンデータコム
代表取締役　清水　辰彦
東京都渋谷区恵比寿三丁目三番三号
（乙）株式会社コミュニケーション・プロジェクト
代表取締役　脇田　俊勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月二十三日
掲載頁　一三七頁（号外第一三七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　九十五頁（号外第一五八号）

令和八年八月二十四日
東京都新宿区大久保三丁目八番二号
（甲）株式会社ＪＲ東日本情報システム
代表取締役　川合　正敏
東京都豊島区高田三丁目二八番二号
（乙）株式会社エスケイケイ
代表取締役　荒瀬　友之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五十四頁（号外第一六六号）

令和八年八月二十四日
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）株式会社ＢＳＭＯホールディングス
代表取締役　清水　正
神奈川県相模原市緑区日連七三一番地一二
（乙）株式会社ブロックチェーンルアーズ
代表取締役　古沢　勝利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.wattmann.co.jp/stock/koukoku/

令和八年八月二十四日
東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル五階
（甲）ＩＡＰＦ３株式会社
代表取締役　西林　忠宣
横浜市旭区鶴ケ峰本町一丁目二七番一三号
（乙）株式会社ワットマン
代表取締役　川畑　泰史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月八日
掲載頁　六十八頁（号外第八十三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十六頁（号外第一〇八号）

令和八年八月二十四日
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズＪＰ森タワー一七階
（甲）ＥＱＴパートナーズジャパン株式会社
代表取締役　プリディーク・シェーン・リー
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズＪＰ森タワー一七階
（乙）ＥＱＴ　Ｅｘｅｔｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　松本　道雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年八月二十四日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年八月二十四日
掲載頁　二頁

令和八年八月二十四日
東京都大田区大森南一丁目一七番一六号
（甲）株式会社大崎電業社
代表取締役　成久　雅章
東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナＡ四〇二
（乙）株式会社ＮＧＴＧ18
代表取締役　新居　英一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年七月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://grow-upl.co.jp/
（乙）http://www.attack-inc.co.jp

令和八年八月二十四日
東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル二五階　（甲）株式会社グローアップ
代表取締役　加藤　佑基
東京都港区東新橋一―九―二汐留住友ビル二五階　（乙）Ａｔｔａｃｋ株式会社
代表取締役　金子　若葉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載頁　二十三頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十七日
掲載頁　三頁

令和八年八月二十四日
東京都港区赤坂一丁目八番一号
（甲）株式会社カオナビ
代表取締役　佐藤　寛之
東京都渋谷区恵比寿二丁目二八番七号
（乙）株式会社ミツカリ
代表取締役　表　孝憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://gmotech.jp/koukoku/
（乙）https://tryhatch.co.jp/koukoku/

令和八年八月二十四日
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
（甲）ＧＭＯ　ＴＥＣＨ株式会社
代表取締役　鈴木　亮一
東京都新宿区新宿一丁目八番四号近鉄新宿御苑ビル七Ｆ
（乙）ＧＭＯトライハッチ株式会社
代表取締役　大澤　健人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五十四頁（号外第一六六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　五十頁（号外第一六六号）

令和八年八月二十四日
横浜市港北区新羽町九二五番地
（甲）兼松ＰＷＳ株式会社
代表取締役　戸部　喜清
千葉県松戸市稔台八丁目三三番地三
（乙）株式会社Ｐ．Ｒ．Ａ．
代表取締役　戸部　喜清

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月十九日
掲載頁　五十二頁（号外第一八五号）

令和八年八月二十四日
神奈川県足柄下郡箱根町湯本二一〇番地二
（甲）株式会社むすび家
代表取締役　中井　清人
神奈川県足柄下郡箱根町湯本二一〇番地二
（乙）株式会社ＡＡ
代表取締役　中井　清人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tokaidaiken.co.jp/information
（乙）https://komakibs.com/information

令和八年八月二十四日
名古屋市中区栄四丁目一四番二号
（甲）株式会社東海ダイケンビルサービス
代表取締役　大宮　秀基
愛知県小牧市中央二丁目八〇番地
（乙）株式会社小牧ビルサービス
代表取締役　配島　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月五日
掲載頁　一二〇頁（号外第一七六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月五日
掲載頁　一二〇頁（号外第一七六号）

令和八年八月二十四日
名古屋市中川区丸米町二丁目三〇番地
（甲）三和鋼機株式会社
代表取締役　斎藤　順也
三重県三重郡朝日町大字柿一二八番地
（乙）株式会社三和テック
代表取締役　斎藤　順也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　六十九頁（号外第三十八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月十日
掲載頁　一四一頁（号外第一七九号）

令和八年八月二十四日
京都市南区上鳥羽勧進橋町二四番地
（甲）株式会社ムラタ自動車ガラス
代表取締役　上松　禎知
京都市南区上鳥羽勧進橋町二四
（乙）株式会社カーグラス販売
代表取締役　上松　禎知

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日
大阪市北区太融寺町三番二四号
（甲）ミカタ税理士法人
代表社員　柴田　昇
大阪市北区太融寺町三番二四号
（乙）税理士法人ＳＢＣパートナーズ
代表社員　大森　圭三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　五十八頁（号外第一六八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　五十八頁（号外第一六八号）

令和八年八月二十四日

香川県善通寺市金蔵寺町一八六四番地八
（甲）株式会社木谷心館
代表取締役　岡本　康寿

徳島県美馬市脇町拝原一七七〇番地
（乙）株式会社学進
代表取締役　山本　俊輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　二五五頁（号外第一四〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一八七頁（号外第一四〇号）

令和八年八月二十四日

福岡市博多区住吉四丁目三番二号
（甲）上村建設株式会社
代表取締役　上村　英輔

福岡市南区花畑二丁目四番一三号
（乙）ユーライフホーム株式会社
代表取締役　池田誠一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の精密機器事業セグメントに属する成形品事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

吸収分割の効力発生日は令和八年十月一日です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　七十頁（号外第九十号）

令和八年八月二十四日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号
（甲）日清紡メカトロニクス分割準備株式会社　代表取締役　熊川　哲也

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号
（乙）日清紡メカトロニクス株式会社
代表取締役　片山　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約に定めたローコード技術とアジャイル手法を中心としたＤＸ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月二十四日

東京都千代田区神田錦町三丁目二〇番地
（甲）株式会社ローコード
代表取締役　松岡　真功

東京都千代田区神田錦町三丁目二〇番地
（乙）株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ
代表取締役　松岡　真功

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の橋梁事業及び鉄塔事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年八月二十四日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年八月二十四日
掲載頁　二頁

令和八年八月二十四日

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番三号
（甲）東横ペイント株式会社
代表取締役　飛鳥　正文

川崎市宮前区西野川二丁目三七番三五号
（乙）株式会社ｉｎｆｒａｔ
代表取締役　飛鳥　正文

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業（但し、一部の不動産及びそれに関連する権利義務を除きます。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.hogy.co.jp

令和八年八月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（甲）ＴＣＧ２５０８株式会社
代表取締役　齋藤　玄太

東京都港区赤坂二丁目四番六号赤坂グリーンクロス
（乙）株式会社ホギメディカル
代表取締役　川久保秀樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデータカード事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　二十二頁

令和八年八月二十四日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
（甲）株式会社第二通信
代表取締役　大橋　弘幸

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
（乙）株式会社セレクトネットワーク
代表取締役　佐藤　勇規

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社ユナイテッドアローズ（乙、住所東京都渋谷区神宮前三丁目二八番一号）のグループ管理及びグループ運営に関する事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日としております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目一八番五号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役社長　松崎　善則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＳＰロジスティック事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://field.impact-h.co.jp/

（乙）https://impact-h.co.jp/business/ic

令和八年八月二十四日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
（甲）インパクトフィールド株式会社
代表取締役　寒河江清人

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
（乙）株式会社ｉｍｐａｃｔ　ｃｏｎｎｅｃｔ
代表取締役　赤田　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして乙は甲のエンターテインメント&ソリューション事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、乙は会社法第七九六条第一項の規定により株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行うことを決定しております。

また、甲の株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日を予定しております。

この会社分割に異議のある乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月二十四日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（甲）株式会社オルトプラス

代表取締役　石井　武

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（乙）株式会社オルトプラス分割準備会社

代表取締役　石井　武

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む飲食店「ミタスカフェ」（現所在地：東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエラ銀座ビル一階）の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一六六頁（号外第一四五号）

令和八年八月二十四日

横浜市青葉区荏子田二丁目一六番一六号

（甲）株式会社ミタスカフェ

代表取締役　植松　克夫

横浜市青葉区荏子田二丁目一六番一六号

（乙）紀の川商事株式会社

代表取締役　植松　克夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　九十三頁（号外第一五九号）

令和八年八月二十四日

沖縄県那覇市西一丁目四番一一号

（甲）株式会社リビングイン

代表取締役　波照間正作

沖縄県那覇市西一丁目四番一一号

（乙）株式会社リゾートリビング沖縄

代表取締役　波照間正作

新設分割公告

当社は新設分割により新設する国際自動車株式会社（東京都大田区平和島五丁目八番三号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業に関する権利義務を継承させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一一二頁（号外第一四五号）

令和八年八月二十四日

東京都江東区東雲二丁目六番一号

国際自動車株式会社

代表取締役　大久保恒男

新設分割公告

当社は新設分割により新設する国際自動車株式会社（東京都板橋区坂下一丁目二二番一〇号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業に関する権利義務を継承させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一一二頁（号外第一四五号）

令和八年八月二十四日

東京都板橋区坂下一丁目二二番一〇号

国際自動車株式会社

代表取締役　金子　尚久

新設分割公告

当社（令和八年十月一日付で「株式会社サニーチャイルド」に商号変更予定。）は、新設分割により新設する坂本産業株式会社（住所東京都大田区北馬込一丁目三番一号）に対して当社の保育事業以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hoiku-ssk.jimdofree.com/

令和八年八月二十四日

東京都大田区北馬込一丁目三番一号

坂本産業株式会社

代表取締役　坂本　智

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｍａｃｕｒｉｅ（住所東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル一階）に対して当社の営むシェアオフィス及びバーチャルオフィス事業並びにこれに附帯する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一〇六頁（号外第七十二号）

令和八年八月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル一階

株式会社フロンティアコンサルティング

代表取締役　川原　邦章

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するクリダス株式会社（住所神奈川県茅ヶ崎市萩園三一六一番地一―一〇〇二号）に対して当社の環境機器事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十九日

掲載頁　五十七頁（号外第一八五号）

令和八年八月二十四日

東京都港区西新橋一丁目九番一号

コーワテック株式会社

代表取締役　小栗　裕治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社クレアティスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目九番三の一五一一号

ＭＭＫ合同会社

代表社員　南舘聡一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

福島県いわき市平字梅香町六番地の一〇とまり木テラス四号棟　合同会社Ｃｅｅｐ

代表社員　磯上　和志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目一四番七号

ＢＬＰ合同会社

代表社員　井上　祐貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

埼玉県狭山市広瀬東二丁目二五番一一号

合同会社ソリッド

代表社員　河端　英伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

埼玉県さいたま市緑区東浦和五丁目四番地一五

合同会社ガンディー

代表社員　國分　清志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は焼き芋倶楽部株式会社とします。

効力発生日は令和八年十月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年八月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

千葉県流山市加六丁目一三三七番四

焼き芋倶楽部合同会社

代表社員　三宅　龍二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目七番一〇号

合同会社コスモユニティ

代表社員　栗本　宜長

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

東京都港区麻布十番二丁目一一番五号アクシアフォレスタ麻布五一〇

Ｇｏｏｄ　Ｆｕｔｕｒｅ合同会社

代表社員　岩本　州司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区代々木三―四六―一六小野木ビル六〇七　合同会社ＧＯＯＤＬＩＦＥ

代表社員　鈴木　涼太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

滋賀県草津市草津三丁目一四―三六ＫＹＯＨＯＲＩＳＥ一〇一　合同会社ＦＩＸ

代表社員　西川　洋也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＨＡＴ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

大阪市生野区勝山北五丁目四番一四号

ＨＡＴ合同会社

代表社員　ダン・テイ・フェン・トウイ

組織変更公告

当組合は、令和八年七月十二日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月三十日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年八月二十四日

広島県東広島市西条町田口五八八番地

農事組合法人ファーム西田口

代表理事　柏尾　博明

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社Ｌ１キャリアです。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

広島県広島市中区基町一二番五号あなぶき広島紙屋町ビル

瀬戸内ＰＲ合同会社

代表社員　漆畑　慶将

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ライズアップとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日

沖縄県宮古島市城辺字砂川五一二番地三

合同会社ライズアップ

代表社員　砂川　祐亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年八月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十四日

掲載頁　八十頁（号外第一八二号）

令和八年八月二十四日

宮城県亘理郡山元町坂元字町六八番地

岩機ダイカスト工業株式会社

代表取締役　齋藤　明彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千一万三千三百五円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/167484/announces

令和八年八月二十四日

東京都千代田区神田三崎町三丁目六番一二号神田三崎町ビル四階

株式会社ｉｎｄｅｎｔ

代表取締役　釜形　勇気

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千十万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月二十四日

東京都港区赤坂一丁目八番五号赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ

株式会社Ｔｙｃｏｏｎ　Ｓｔｕｄｉｏ

代表取締役　本田　貴大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月二十四日

掲載頁　二頁

令和八年八月二十四日

東京都大田区大森南一丁目一七番一六号

株式会社大崎電業社

代表取締役　成久　雅章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月二十四日

掲載頁　二頁

令和八年八月二十四日

東京都大田区大森西一丁目一六番一号

堀越精機株式会社

代表取締役　小田切高宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し九千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　産経新聞

掲載の日付　令和八年八月十八日

掲載頁　二十一頁

令和八年八月二十四日

東京都中央区銀座一丁目五番一四号

レイス株式会社

代表取締役　藤　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月二十四日

愛知県知多郡美浜町大字豊丘字原子三二番地の一

株式会社魚太郎

代表取締役　眞子　祐一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.abps.jp/

令和八年八月二十四日

大阪市西区北堀江一丁目一九番八号

株式会社アグリビジネスパートナーズ

代表取締役　山本　明弘（吉田　明弘）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円（ただし、令和八年六月十九日株主総会で決議した、令和八年六月二十九日から令和八年九月三十日までを払込期間とする募集株式の発行により増加する資本金の額と同額）減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　十二頁

令和八年八月二十四日

大阪市北区大深町六番三八号グランフロント大阪北館ＪＡＭＢＡＳＥ五階ＪＡＭ―ＯＦＦＩＣＥ五―Ａ・五―Ｂ

株式会社Ｍｉｃｏ

代表取締役　山田　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月二十四日

長崎市白鳥町六番五五号

有限会社あい緑化

代表取締役　原口　英樹

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　八十四頁（号外第二七九号）

令和八年八月二十四日

東京都新宿区四谷二丁目四番地

セントラル都市開発株式会社

代表取締役　宮崎　保典

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十四億一千六百九十二万八千八百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　四頁

令和八年八月二十四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

デュポン・ジャパン・ホールディング株式会社

代表取締役　大羽　隆元

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://qracian-holdings.com/

令和八年八月二十四日

横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

株式会社クラシアンホールディングス

代表取締役　今田　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十二億六千三百十四万千六百五十円、資本準備金の額を百二十八億六千三十五万四千百五十円減少し、それぞれ五千万円、八十億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年九月十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corporate.bitbank.cc/company/notice

令和八年八月二十四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー一〇Ｆ

ビットバンク株式会社

代表取締役　廣末　紀之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月三十日を効力発生日として、資本金の額を一億五千四百三十三万七千五百円減少し、一千万円とし、資本準備金の額を一億五千四百三十三万七千五百円減少し、一千万円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が、効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、効力発生日における最終的な資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円とすることとします。

株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日を予定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月二十四日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社オルトプラス

代表取締役　石井　武

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十八万九千三百九十円、資本準備金の額を七千九百九十八万九千三百九十円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　三頁

令和八年八月二十四日

東京都小金井市梶野町五丁目四番一号

コネクテッドロボティクス株式会社

代表取締役　沢登　哲也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億七千五百万円、資本準備金の額を十五億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十八日

掲載頁　九十三頁（号外第一一八号）

令和八年八月二十四日

名古屋市中村区名駅五丁目二五番八号

イオンビッグ株式会社

代表取締役　三浦　弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千九百六十三円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を三億七千二百六十七万二千二百八十円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は一億五千九百九十九万九千九百六十三円、資本準備金の額は六億七千六百九十一万三千八百六円となっております。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十九日
掲載頁　九十二頁（号外第十九号）
令和八年八月二十四日
熊本県水俣市浜松町五番九八号
ＡＭＩ株式会社
代表取締役ＣＥＯ　小川　晋平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月二十四日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号
株式会社東京交通会館
代表取締役社長　細包　憲志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月二十四日
東京都大田区北馬込一丁目三番一号
坂本産業株式会社
代表取締役　坂本　智

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月二十四日
神奈川県大和市下鶴間二丁目一一番一〇号
東和グラビヤ印刷株式会社
代表取締役　小金澤和夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月二十四日
兵庫県尼崎市久々知西町二丁目二番三二号
株式会社棚橋工作所
代表取締役　棚橋　勇紀

取得条項付株式取得につき株券提出公告

当社は、取得条項付株式であるＡ種株式を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

なお、取得事由は、定款に定めるＡ種株式を有する株主が死亡した場合であり、該当株券はＡ種株式の株券のうち百株となります。

令和八年八月二十四日
愛知県豊川市穂ノ原二丁目一〇番地
旭メタルズホールディングス株式会社
代表取締役　大塚　隆志

株式交換につき株券等提出公告

当社は、インフォメーションサービスフォース株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十四日
東京都新宿区馬場下町五番一号
株式会社バルキー・インフォ・テック
代表取締役　中井　慎司

限定承認公告

本籍愛媛県四国中央市金生町山田井一一八〇番地、最後の住所愛媛県四国中央市川之江町三二〇九番地一　被相続人　亡　長野　康弘

右被相続人は令和八年四月九日死亡し、その相続人は令和八年八月十四日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十四日
愛媛県四国中央市金生町山田井一一八〇番地
相続財産清算人　長野　尚子

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりＥＱＴパートナーズジャパン株式会社（住所東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズＪＰ森タワー一七階）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和八年十月一日です。

令和八年八月二十四日
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズＪＰ森タワー一七階
ＥＱＴ　Ｅｘｅｔｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　松本　道雄

任意清算公告

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十四日
新潟県長岡市中沢町一六七番地一悠久ビル二階　行政書士法人新潟合同経理事務所
社員　星野　克男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十四億三万三千三百三十五円減少し六十九億八千二百十九万六百円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000907/t5k4/

令和八年八月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＫＲＦ６７特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十日
掲載頁　七十二頁（号外第一一一号）
令和八年八月二十四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ムーン・ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十七億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月十六日付官報の号外第二七四号六十二頁に掲載されています。

令和八年八月二十四日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
Ｇａｌａｘｙ特定目的会社
取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千六百五十三万六百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ３特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億百五万八百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ４特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千八百九十六万九千四百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ８特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千六百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ９特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千六百十四万七千六百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ14特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千三百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ16特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千七百十三万二千三百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十六頁（号外第九十二号）

令和八年八月二十四日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル東京１特定目的会社

取締役　横倉　弘和

訂正公告

令和八年六月二十六日（号外第一四二号）掲載の決算公告（枠組）中、「（単位：千円）」とあるは「（単位：百万円）」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月二十四日

群馬県前橋市本町二丁目一四番八号

東和銀リース株式会社

代表取締役　金井　利勝

訂正公告

令和八年八月十四日官報第一七六八号三十一頁掲載の左記会社に係る吸収分割公告及び合併公告中、（丙）の最終貸借対照表の開示状況に、「同年七月九日付官報（号外第一五四号）八十七頁」とあるは、「https://www.cary.co.jp」の誤りにつき訂正します。

記

東京都文京区小石川一丁目一番一号

（甲）株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ

代表取締役　小谷　光司

兵庫県西宮市西宮浜一丁目四三番地

（乙）株式会社ケー・シー・エス

代表取締役　今村　堅

東京都文京区小石川一丁目三番一一号

（丙）キャリテック株式会社

代表取締役　岩田　秀和

訂正公告

令和八年七月二十八日（号外第一六八号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　山本　月見」とあるは「被相続人　亡　山本　月美」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月二十四日

広島市中区上幟町一番三号ソフィアコート上幟町三階

相続財産清算人　司法書士　江崎　諭

正　誤

令和八年三月三十日（号外第七十三号）公布内閣府令第十四号（保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

三四ページ改正後欄終りから一二行目から六行目までは次のとおりの誤り。

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

（記載上の注意）

1．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

2．日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみに該当する場合には、「専業」とすること。

同ページ改正前欄終りから六行目から二行目までは次のとおりの誤り。

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。